



2022年4月28日

各 位

会社名 株式会社アクアライン  
代表者名 代表取締役社長 大垣内剛  
(コード番号：6173 東証グロース)  
問合せ先 取締役経営企画部長 加藤伸克  
(TEL. 03-6758-5588)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月28日に開催の取締役会において、2022年5月31日開催予定の第27期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

2022年5月31日(予定)	定款変更のための株主総会開催日
2022年5月31日(予定)	定款変更の効力発生日

以上

【別紙】

現行定款	変更案
<p>1. ～14. (条文省略)</p> <p>15. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>1. ～14. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>15. 電子提供措置等  <u>(1) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>16. ～47. (条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>16. ～47. (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>(1) 「変更前定款 15. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供」の削除および 15. 電子提供措置等の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u>  <u>(2) 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款 15. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供はなお効力を有する。</u>  <u>(3) 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>